

設置申請を伴う新組織の教員採用等に関する要綱

平成27年12月24日

第104回理事会

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人宮城大学教員人事規程（平成21年宮城大学規程第24号。以下「人事規程」という。）第20条の規定により、設置申請を伴う新組織の教員採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事規程の取扱い)

第2条 人事規程に定める教員採用等の手続は、設置申請を伴う新組織の教員採用等については、その全部を省略し、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(候補者の選考)

第3条 専任教員の候補者については、公募によらず、学歴、教育歴等の履歴及び研究業績等（以下「履歴等」という。）を勘案し、学長が決定する。

2 前項の決定に当たっては、候補者となるべき者から、あらかじめ、履歴等に係る書面の提出を求めるものとする。

(教員人事委員会による選考)

第4条 前条に規定する候補者の選考に係る教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）については、人事規程第12条第2項の規定は、適用しない。

2 人事委員会の選考は、前条第2項の履歴等に係る書面に基づき、候補者の面接により行う。

3 公立大学法人宮城大学教員人事規程の特例に関する規程(平成27年宮城大学規程第141号)第5条第4項から第6項までの規定は、第1項の選考に適用する。

(選考の特例)

第5条 設置申請に関連して、緊急その他やむを得ない事由があると認めるときは、前条の規定による手続を省略して、学長が採用等の予定者を決定することができる。

(採用者への通知)

第6条 理事長は、学長の申出に基づき、理事会の議を経て採用者を決定し、採用者に通知する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、設置申請を伴う新組織の教員の採用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (H27.12.24 第104回理事会)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。